

各位

2014年2月7日
株式会社ハウス・デポ・パートナーズ

消費税率引き上げ後の融資手数料について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されました。これにより、消費税率が2014年4月1日から8%に引き上げられます。弊社の融資手数料につきましても下記の通り変更させていただきます。

ローン商品	消費税率引き上げ前	消費税率引き上げ後
ハウス・デポ【フラット35】	融資金額の2.1% ※最低手数料105,000円	融資金額の2.16% ※最低手数料108,000円
ハウス・デポ【つなぎローン】	105,000円	108,000円

<税率の適用基準日について>

税率の適用基準日は、住宅ローンのご融資実行日となります。

ご融資実行日	2014年3月31日まで	2014年4月1日以降
消費税率	5%	8%

<ご注意>

※既にお申し込み済みのお客様も、ご融資実行日が2014年4月以降の場合は新税率が適用されます。

※適用基準日は、契約手続日ではなくご融資実行日です。

《建物建築の場合》請負契約を2013年9月30日までに結んでいる場合、引き渡しは2014年4月以降でも、請負契約にかかる消費税は据え置きとなりますが、弊社の融資手数料の消費税は引き上げとなります。

以上